

4 福井県立大学大学院特別研究学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福井県立大学学則（以下「学則」という。）第70条の規定に基づき、特別研究学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別研究学生となる資格)

第2条 特別研究学生を志願することができる者は、修士の学位を得た者またはこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学の時期)

第3条 特別研究学生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、学長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(入学志願手続)

第4条 特別研究学生を志願する者は、あらかじめ指導を受けようとする教員の承諾を得て、次に掲げる書類に入学検定料を添えて、学長に提出しなければならない。ただし、本大学院を修了し、引き続き研究することを志願する者については、第1号に掲げる書類のみで足りる。

(1) 特別研究学生入学願書（様式第1号）

(2) 最終学歴校の学業成績および卒業（修了）証明書

(3) 健康診断書

(4) その他学長が必要と認めるもの

(入学者の選考)

第5条 特別研究学生を志願する者に対しては、教授会が選考を行う。

(入学手続および入学許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、本人および保証人連署の誓約書ならびに別に定める書類を提出するとともに、入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に入学を許可する。

(特別研究学生証の交付)

第7条 特別研究学生には、特別研究学生証（様式第2号）を交付する。

2 特別研究学生は、交付された特別研究学生証を常に所持しなければならない。

(研究料等)

第8条 特別研究学生は、所定の期日までに研究料を納付しなければならない。

2 前項の研究料のほか、実験、実習または実技に要する特別の費用は、研究生の負担とする。

(授業科目の聴講)

第8条 特別研究学生は、指導教員および授業科目担当教員の承認を得て、研究に関連のある授業科目を聴講することができる。

(研究期間)

第9条 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由があると認めるときは、その期間を延長することができる。

2 前項の規定により、研究期間を延長しようとする者は、研究期間延長願（様式第3号）を指導教員を通じて学長に提出し、許可を得て研究期間を延長することができる。

(研究成果報告書の提出)

第10条 特別研究学生は、研究を終了したときは、研究の成果を記載した研究成果報告書（様式第4号）を指導教員を通じて、学長に提出しなければならない。

2 前項の研究成果報告書については、指導教員の意見に基づき、教授会が審査を行う。

3 前項の規定により研究修了を認定した者には、研究修了証（様式第5号）を交付することができる。

(研究生の責務)

第11条 特別研究学生は、研究期間中、指導教員の指導に従って研究を行わなければならない。

2 特別研究学生は、この規程のほか、福井県立大学の諸規程を遵守しなければならない。

(入学許可の取消)

第12条 学長は、特別研究学生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て第5条第2項の規定による許可を取り消すことができる。

(1) 成業の見込みがないと認められるとき

(2) 福井県立大学の諸規程に違反したとき

(3) 学内の秩序を乱したとき、その他特別研究学生としてふさわしくない行為があると認められるとき

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。